

## 【食品安全基本法の解説】

### 1) 食品安全基本法制定の経緯

この法は、食の安全を守るため平成 15 年 5 月に制定され、農林水産物の生産から食品(医薬品を除く)の販売にいたる行程の各段階における**食品の安全性の確保を図るために制定された法律**である。

### 2) 食品安全基本法の目的 (第 1 条)

食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

### 3) 食品の安全性の確保のための基本的認識

- ① **国民の健康** : 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じること。(第 3 条)
- ② **食品安全性** : 食品供給行程の各段階において、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じること。(第 4 条)
- ③ **国民の意見** : 国際的動向及び国民の意見に配慮し科学的知見に基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じること。(第 5 条)

### 4) 関係者の責務・役割 (第 6 条～第 9 条)

食品安全基本法では、基本理念の基に「国」の責務・「地方公共団体」の責務・「食品関連業者」の責務・「消費者」の役割を定めていて、それぞれがその責務を有することを掲げている。

- ① **国の責務** : 国は基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定・実施すること。(第 6 条)
- ② **地方公共団体の責務** : 基本理念のっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、施策を策定・実施すること。(第 7 条)
- ③ **食品関連事業者の責務** : 基本理念にのっとり事業者としての責務を果たすこと。(第 8 条)
  - ア) 食品の安全性の確保について**第一義的責任**を認識し、必要な措置を講じること。
  - イ) 正確かつ適切な情報の提供に努める。
  - ウ) 国等が実施する施策に協力する。
- ④ **消費者の役割** : 食品の安全性の確保に関し知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するように努め、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすこと。(第 9 条)

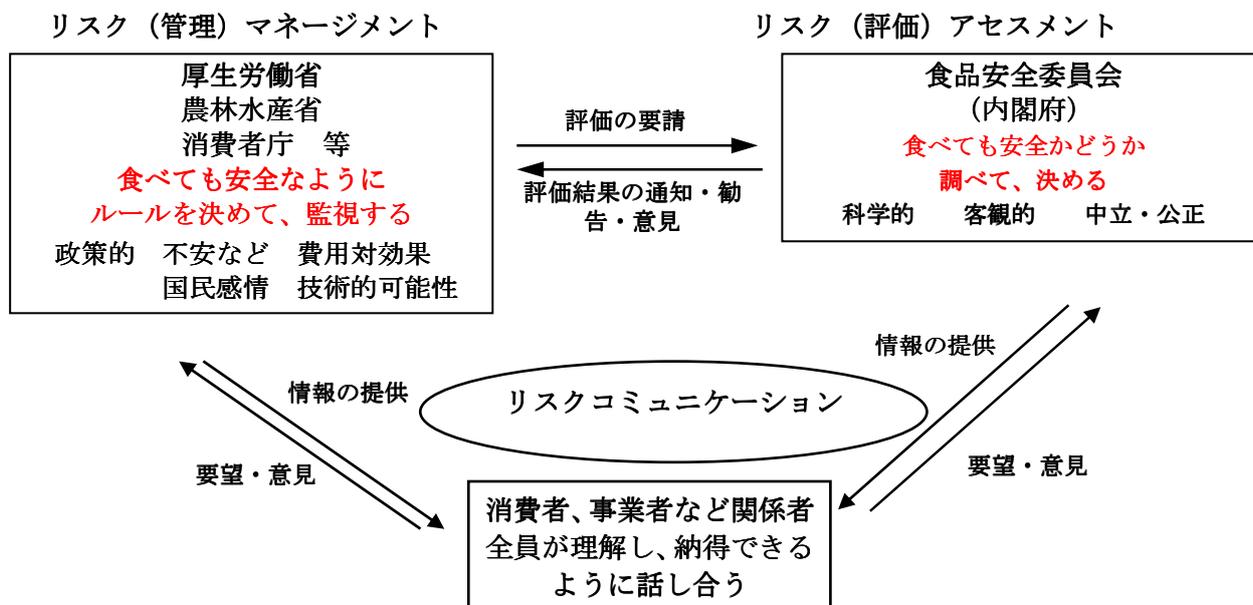
### 5) 施策の策定に係る基本方針

- ① 食品に係る生物学的・科学的・物理的な要因又は状態を評価し、食品を摂取することにより人の健康に及ぼす影響の評価 (**食品健康影響評価 リスク評価**) を実施する。(第 11 条)
- ② 国民の食生活の状況を考慮し、食品健康影響評価結果に基づいて施策を策定しなければならない。(第 12 条)
- ③ 国民の意見を反映し、並びに情報の提供、意見を述べる機会の付与、関係者相互間の情報・意見交換の促進 (**リスクコミュニケーション**) を行うこと。(第 13 条)
- ④ 緊急事態等への対処・発生の防止に関する体制の整備等を定めること。(第 14 条)
- ⑤ 関係機関相互の連携を図ること。(第 15 条)
- ⑥ 研究体制の整備、研究開発の推進を図ること。(第 16 条)
- ⑦ 国内外の情報の収集・活用を図ること。(第 17 条)
- ⑧ 表示制度の適切な運用と確保を図ること。(第 18 条)
- ⑨ 広報活動の充実を図ること。(第 19 条)
- ⑩ 環境への影響に配慮した施策の策定を行うこと。(第 20 条)

## 6) 食品安全委員会

- ① 内閣府に、食品安全委員会を置く。(第 22 条)
- ② 所掌事務 (第 23 条)
  - イ 関係大臣の諮問に応じ、又は自ら**食品健康影響評価** (リスク評価) を実施すること。
  - ロ リスク評価の結果に基づき、関係大臣に勧告すること。
  - ハ 情報・意見を交換し、関係行政機関の取組みの調整 (**リスクコミュニケーション**) を行うこと。
- ③ 資料提出の要求や緊急時の調査要請等を行うことができる。(第 27 条)
- ④ 組織等
  - ア) 委員 7 名 (3 名は非常勤) で構成する。(第 28 条)
  - イ) 有識者から内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命 (任期 3 年) する。(第 29 条・30 条)
  - ウ) 委員会に専門委員を置くことができ、また委員会に事務局の設置を定めている。(第 36 条・37 条)

### <食品の安全と安心を守るしくみ (リスク分析) >



### 【東京都食品安全条例について】

国民の食の安全を図るため、国は食品安全基本法を平成 15 年 5 月 23 日に制定し、平成 15 年 7 月 1 日から施行した。

東京都はこれを受けその主旨に則り、都民の食の安全確保を図るため、東京都食品安全条例を平成 16 年 3 月 31 日に制定し、平成 16 年 4 月 1 日から順次施行した。特にこの条例は国の制度の補完の観点からも東京都として必要な措置を講ずることとして自主回収報告制度等を義務づけている条例である。

## 【食品衛生法の解説】

### 1) 食品衛生法制定の経緯

食品衛生法は、昭和 22 年 12 月に制定された。それまでの食品衛生行政は、明治 33 年に施行された「飲食物その他の物品取締に関する法律」が基本となり、その後次々に発せられた「有毒性着色料取締規則」、「人工甘味質取締規則」、「飲食物防腐剤、漂白剤取締規則」、「飲食物用器具取締規則」、「牛乳営業取締規則」、「清涼飲料水営業取締規則」、「冰雪営業取締規則」などの命令によって飲食物等の取締りや営業の規制が行われていたが、その主力は有害飲食物の排除におかれ、その取締業務は内務省による警察官によって実施されていた。昭和 13 年に厚生省が設置され、取締業務は、中央においては厚生省の所管となったが、地方においては終戦まで警察官が担当した。

終戦後、新憲法が施行されるに伴い、それまでの各種取締規則のうち法律に基礎をおかない部分が効力を失うこととなったので、これらの命令を法律に根拠をおくようにし、併せて当時の社会情勢に対処できるように、改めて新法を制定する必要が生じた。

そこで、これらの不備を是正するとともに、従来の法令をすべての食品、すべての食品営業に適合できるように整理統合し、また、取締りから指導に重点を置き換えた食品衛生法が制定され、昭和 23 年 1 月 1 日から施行された。

その後、幾度かの改正が行われてきたが、平成 21 年 6 月 5 日には、消費者庁及び消費者委員会設置法が制定されたことに伴い、従来厚生労働大臣の事務とされていた食品衛生法第 19 条に定められている表示基準の制定及び同法第 20 条に定められている虚偽または誇大な表示または広告がなされないよう食品等の取締りに関することを内閣総理大臣の事務とするなどの改正が行われた。

### 2) 食品衛生法の目的（第 1 条）

この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

これは、食品や添加物のような飲食物だけでなく、飲食行為に影響を及ぼす器具や容器包装を含めて、食中毒や感染症などの事故の未然防止を図るとともに、万一事故が発生した場合には、直ちに適切な処置をとりそのまん延を絶ち、社会全体の努力により公衆の安全を守り、憲法第 25 条の要請にこたえようとしたものである。

憲法第 25 条は、すべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し、また国に対して「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と義務づけている。

食品衛生法は、このような憲法の基本理念をよりどころとして制定された法律で、民主的な技術的法規であり、本法では行政、事業者それぞれの責務、役割を定め、食品の安全の確保を図っている。

### 3) 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区の責務（第 2 条）

国、都道府県等は食品衛生の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

### 4) 食品等事業者の責務（第 3 条）

食品等事業者は、製造、販売等営業上使用する食品、添加物等について、安全性を確保するため、自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるとともに、情報に関する記録を作成し、これを保存するように努めなければならない。



#### (4) 特定の食品及び添加物の販売、製造、輸入等の禁止 (第8条)

厚生労働大臣は、特定の国もしくは地域で製造、加工等された、特定の食品及び添加物を検査した結果、人の健康をそこなうおそれがあると認めるときは、**薬事・食品衛生審議会**の意見を聴いて販売、製造、輸入等を禁止することができる。

#### (5) 病肉等の販売等の禁止 (第9条)

牛疫・炭疽・豚コレラ・BSEなど省令で定められる疫病にかかり、もしくはその疑いがあり、またはへい死した獣畜(牛・馬・豚・めん羊・山羊及び水牛)の肉・骨・乳・臓器および血液は、これを食品として販売し、または食品として販売の用に供するために採取・加工・調理・貯蔵などをしてはならない。ただし、へい死した獣畜の肉・臓器などであつてと蓄検査員が、飲食に適すると認められたものは除外される。

また、輸入する獣畜の肉・臓器および省令で定められているこれらの製品(食肉製品)は、輸出国またはと蓄検査を行った国の政府機関による衛生的である旨の証明書またはその写しがなければ、食品として販売の用に供するために輸入してはならない。

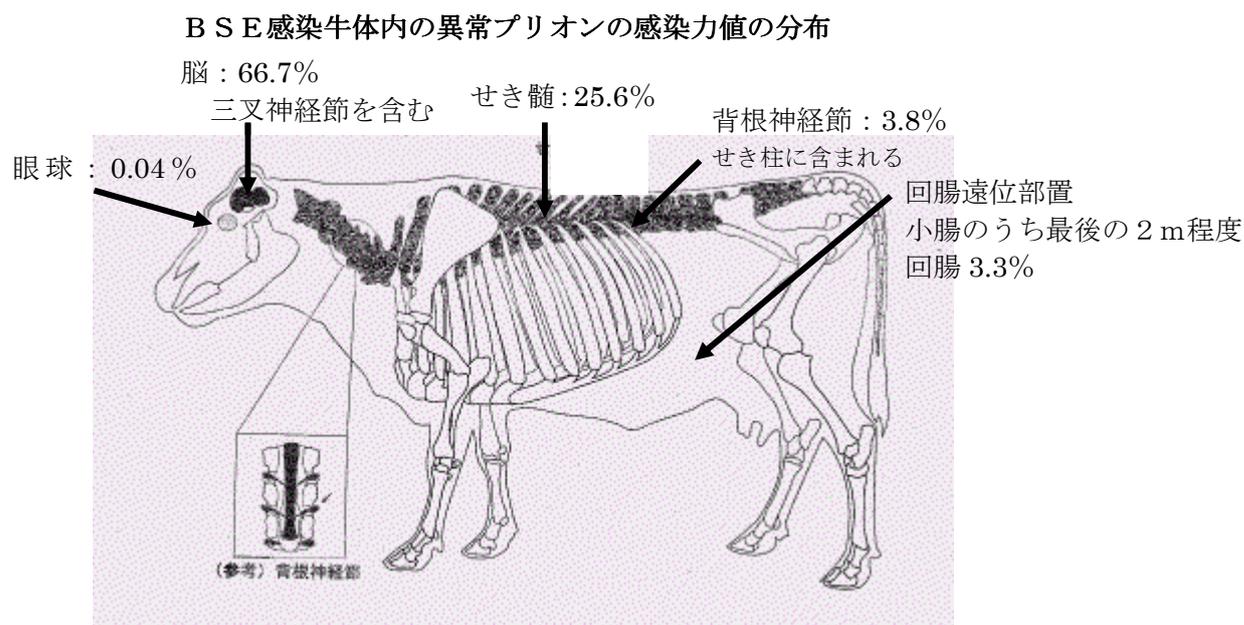
#### BSE

BSEとは、**牛海綿状脳症**のことで、牛の中樞神経系の病気である。**異常プリオン**という糖蛋白質が牛の脳組織に蓄積し、脳を海綿状(スポンジ状)にする遅発性、致死性の病気である。

1986年に英国で発生されて以来、英国のほかベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、カナダ、日本などで約19万頭発生している。(2009年7月現在)

BSE同様の脳にスポンジ状の変化を起こす海綿状脳症として、めん羊や山羊のスクレイピー等が知られていて、ヒトについてもクールー、CJD(クロイツフェルト・ヤコブ病)vCJD(新変異型クロイツフェルト・ヤコブ病)が報告されている。

この中でBSEとvCJDとの関連性が強く疑われていて、牛のと蓄・解体時には、異常プリオンが貯まる**頭部**(舌・頬肉を除く)・**せき髄**・**背根神経節を含む脊柱及び回腸遠位部**(盲腸の接触部位から2メートル)は**特定危険部位**として、除去・焼却が義務付けられている。



## (6) 添加物等の販売等の禁止 (第 10 条)

人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が**薬事・食品衛生審議会**の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものは除く。）並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、または販売用として製造・輸入・加工・貯蔵等をしてはならない。

現在、人の健康を損なうおそれがないとして厚生労働大臣から許可された食品添加物は  
(平成 20 年 10 月 1 日現在)

- ①指定添加物 388 品目
- ②長年使用され天然添加物として品目が決められている既存添加物 418 品目
- ③天然香料 612 品目
- ④一般に食品として供されている物であって添加物として使用されるもの 72 品目がある。

これは、添加物はその有害性につき明確にされないまま使用されて、事故発生の原因となることを防ぐためその全部を一応禁止しておき、厚生労働大臣が安全のうえから支障ないと認めたものだけを利用させることにしたものである。

## (7) 食品又は添加物の基準・規格の設定 (第 11 条)

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から**薬事・食品衛生審議会**の意見を聴いて、販売の用に供する食品もしくは添加物の製造・加工・使用・調理・保存の方法について**基準**を定め、または販売の用に供する食品もしくは添加物の成分について**規格**を定めることができる。

これらの基準・規格は「乳および乳製品の成分規格に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）」および「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）」により具体的に定められているが、次に掲げる行為が禁止されている。

- ① その基準に合わない方法により食品もしくは添加物を製造・加工・使用・調理・保存すること。
- ② その基準に合わない方法による食品もしくは添加物を販売または輸入すること。
- ③ その規格に合わない食品もしくは添加物を製造・輸入・加工・使用・調理・保存・販売すること。
- ④ 農薬及び動物用医薬品（以下、農薬等という。）が人の健康をそこなうおそれのない量を超えて残留する食品等は製造・販売等をしてはならない。

基準または規格というのは、いずれも公衆衛生を守るために必要とする最低限度のものである。

- ①基準 — 製造・加工・使用・調理・保存等の運営操作の方法的標準
- ②規格 — 純度および成分などに関するもの

## (8) 残留農薬基準設定に関する協力要請 (同法第 12 条)

厚生労働大臣は、食品に残留する農薬等の量の限度を定めるときは、農林水産大臣に資料の請求、必要な協力を求めることができる。

## (9) 総合衛生管理製造過程の承認 (第 13 条)

厚生労働大臣は、製造又は加工の方法の基準が定められた食品で、施行令第 1 条に定められたものにつき、総合衛生管理製造過程（概念は **HACCP** に基づく）を経て製造し、又は加工しようとする者から申請があったときは食品の種類及び製造又は加工の施設ごとに承認を与えることができる。

有効期間は 3 年、更新を受けなければその期間の経過後その効力を失う。（第 14 条、施行令第 2 条）

※**HACCP** とは、Hazard Analysis : **危害分析** と Critical Control Point : **重要管理点** を省略したもの

※HACCP システムは、米国航空宇宙局（NASA）などにより、宇宙飛行士が宇宙で食べる食品の安全性を確保する手段として開発された手法。製造する食品について、原料から出荷まで危害が発生する可能性をあらゆる角度から予測し、危害が発生する恐れのある箇所を重点的に管理することにより、製品の安全性を確保しようとする仕組みである。

## 7) 器具及び容器包装の衛生

### (1) 営業上使用する器具及び容器包装の取扱原則（第 15 条）

営業上使用する器具及び容器包装は、食品及び添加物の取扱原則と同じように、清潔で衛生的でなければならない。

### (2) 有毒・有害な器具又は容器包装の販売等の禁止（第 16 条）

有毒・有害な物質が含まれ、又は付着している器具などを使用することにより、直接または食品等を通じて間接に人の健康を害するおそれのある器具又は容器包装は、これを販売したり、販売用として製造・輸入したり又は営業上使用してはならない。

### (3) 特定の器具又は容器包装の販売、製造、輸入等の禁止（第 17 条）

厚生労働大臣は、特定の国もしくは地域で製造された特定の器具又は容器包装を検査した結果、人の健康をそこなうおそれがあると認められる場合、必要に応じ**薬事・食品衛生審議会**の意見を聴いて、当該特定の器具又は容器包装を販売・製造・輸入等を禁止することができる。

### (4) 器具又は容器包装の規格・基準の設定（第 18 条、乳等省令第 3 条）

厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から**薬事・食品衛生審議会**の意見を聴いて、販売のように供し又は営業上使用する器具・容器包装もしくはこれらの原材料について規格を定め、又はこれらの製造方法について基準を定めることができる。

これらの規格・基準が定められたときは、その規格に合わない器具・容器包装を販売したり販売を目的として製造・輸入したり、営業上しようしたりもしくはその基準に合わない方法により器具・容器包装を製造してはならない。

なお、基準・規格の意味については、前述した食品・添加物の基準・規格とほぼ同じである。

## 8) 表示及び広告

### (1) 表示基準の設定（第 19 条）

内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から**消費者委員会**の意見を聴いて、販売用の食品もしくは添加物又は食品衛生法第 18 条の規定により規格・基準が定められている器具・容器包装の表示について、必要な基準を定めることができる。

表示の基準は、食品衛生法施行規則第 21 条および乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第 7 条に定められていて、この基準に合う表示がなければ、これを販売したり、販売を目的として陳列したり、あるいは営業上使用してはならない。

表 1 食品の期限表示

表示名	対象となる食品表示方法		表示方法
消費期限	品質が急速に劣化しやすい食品		年 月 日
賞味期限	劣化速度が比較的緩慢な食品	製造後 3 ヶ月以内品質保持可能	年 月 日
		製造後 3 ヶ月を超える品質保持可能	年 月
		長期保存可能	表示省略可能

(例1)

名 称	サンドイッチ
原材料名	パン、ハム、マヨネーズ、きゅうり、レタス、(その他乳、大豆、豚肉由来原材料を含む)、乳化剤、イーストフード、ビタミンC、調味料(アミノ酸等)、カゼインNa、リン酸塩(Na)、酢酸(Na)、酸化防止剤(ビタミンC)、発色剤(亜硝酸Na)
消費期限	平成 年 月 日 時
保存方法	10℃以下保存
製造者	織 田 太 郎 東京都中野区中野 丁目 番 号

(例2)

名 称	ウィンナーソーゼージ(加熱後包装食肉製品)
原材料名	豚肉、結着材料(植物性蛋白、デンプン)、食塩、香辛料、果糖ブドウ糖液糖、ポークエキス、加工デンプン、リン酸塩(Na,K)調味料(アミノ酸等)、保存料(ソルビン酸)、酸化防止剤(ビタミンC)、PH調整剤、発泡剤(亜硝酸Na)、(原材料の一部に小麦、大豆を含む)
内容量	150g
賞味期限	平成 年 月 日
保存方法	10℃以下保存
製造者	織 田 太 郎 東京都中野区中野 丁目 番 号

表示の基準は、衛生的に重要度の高い食品・添加物・器具又は容器包装について、名称・期限表示(消費期限又は賞味期限)・製造所所在地・氏名ならびに使用した添加物等を、容器包装の見やすい場所に、**邦文**で読みやすく理解しやすいような用語により正確に記載しなければならない。(施行規則第21条)

平成7年4月1日より製造年月日表示から**期限表示**に変更された。劣化速度が速い食品は**消費期限**、劣化速度が比較的緩慢な食品は**賞味期限**を表示することとなり、2年の猶予期間を経て平成9年4月1日から全面的に実施されている。(施行規則第21条、乳等省令第7条)

### ※期限表示の注意事項

期限表示を行うにあたっては、科学的、合理的根拠を持って行うこととされており、その方法としては平成17年2月25日付の「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(厚生労働省、農林水産省)により理化学試験、微生物試験、官能検査などによることが示されている。

### ※アレルギー物質を含む食品の表示

食物アレルギー物質による健康被害を未然に防ぐため、アレルギーを起こすことがある食品を含む加工食品にアレルギー物質(原材料)の表示をすることが**食品衛生法**により義務付けられている。

○表示が義務付けられている7品目(特定原材料)

小麦 卵 乳(牛乳以外の乳(山羊乳・めん羊乳等))は対象外 そば 落花生 えび かに  
(覚え方 頭文字を並べて **え!空《そら》にタコか**)

○表示が奨励されている18品目(準特定原材料)

あわび いか いくら さけ さば 牛肉 豚肉 鶏肉 バナナ ゼラチン オレンジ キウイフルーツ もも りんご くるみ 大豆 まつたけ やまいも

### ※遺伝子組換え食品の表示

遺伝子組換え農産物を使用した食品の表示

○対象食品

作物(大豆 トウモロコシ ジャガイモ ナタネ 綿実 アルファルファ てん菜)  
加工食品(豆腐類 納豆 豆乳 みそ 大豆煮物 大豆缶詰・瓶詰 きな粉及びそれらを**主な原料**とするもの、コーンスナック菓子 ポップコーン トウモロコシ缶詰・瓶詰及びそれらを**主な原料**とするもの、ポテトスナック菓子 乾燥ばれいしょ ばれいしょでん粉及びそれらを**主な原料**とするもの、アルファルファ・てん菜を**主な原料**とするもの)

≫平成13年4月1日から「食品衛生法」により「遺伝子組み換え食品」の表示が義務づけられた。

(なお、「JAS」法によっても、遺伝子組み換え食品に関する表示制度が導入されている)

### ○必ず表示が必要なもの

分別生産流通管理が行われている  
遺伝子組換え食品の表示

品名	大豆加工品
原材料名	大豆(遺伝子組換え)
内容量	50g
賞味期限	2010.11.15
保存方法	10度以下で保存
製造者	織田食品(株) 東京都中野区中野〇—〇—〇

分別生産流通管理が行われていない  
遺伝子組換え食品の表示

品名	大豆加工品
原材料名	大豆(遺伝子組換え不分別)
内容量	50g
賞味期限	2010.11.15
保存方法	10度以下で保存
製造者	織田食品(株) 東京都中野区中野〇—〇—〇

主な原材料とは — 加工食品に使用している全原材料のうち、遺伝子組換え食品の重量が上位3品目以内で、かつ5%以上のものをいう。

### ○任意で表示するもの

分別生産管理が行われている非遺伝子組換え食品の場合

品名	大豆加工品
原材料名	大豆(遺伝子組換えでない)
内容量	50g
賞味期限	2010.11.15
保存方法	10度以下で保存
製造者	世田谷食品(株) 東京都世田谷区上野毛〇—〇—〇

### ※製造所固有の記号（固有記号）とは

食品表示では原則として製造者氏名・製造所所在地を記載するが、例外的にあらかじめ消費者庁長官に届出た製造所を表す記号（固有記号）をもって表示することができる。

- ① 製造者の住所（法人にあっては本社住所）と固有記号（自社工場のどの工場であるかを表すもの）の組み合わせ
- ② 販売者である旨を記載した上で、販売者の住所（法人にあっては本社住所）と固有記号（どの製造者のどの工場であるかを表すもの）の組み合わせ

※固有記号で使用できる文字（アラビア文字、ローマ字、ひらがな、カタカナ及びそれらの組合せ）

### 他の法律による表示の規制

食品の表示は、**食品衛生法・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）・不当景品類および不当表示防止法・計量法・健康増進法**など複数の法律によって規制されている。

これらの法律は、それぞれの目的に沿って必要な表示をするよう定めている。食品の表示を行おうとする者は、これらの法律を網羅し、抵触しないよう細心の注意を払わなければならない。（表2）

### ○食品表示の統一化の動き

平成19年、食品メーカー等による食品の期限表示や原材料表示などの不正が多発し、食品表示に関する消費者の不信感が一挙に高まった。

このため、政府は、多数の法令等によって複雑に規定されている食品の表示について、消費者にわかりやすいものとするため、平成21年6月5日消費者庁及び消費者委員会設置法、消費者安全法が公布された。

表 2 食品の表示に関する法律

法律の名称	表示等の主旨	表示対象食品	表示すべき事項
食品衛生法	飲食による衛生上の危害発生の防止	容器包装に入れられた加工食品（一部生鮮品を含む）	名称、使用添加物、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者（輸入品にあつては輸入業者）氏名及び所在地、遺伝子組換え表示、アレルギー表示、保健機能食品の表示等
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	品質に関する適正な表示	生鮮食品・加工食品・玄米及び精米	名称、原材料、内容量、保存方法、消費期限又は賞味期限、製造者又は販売者（輸入品にあつては輸入業者）の氏名及び住所、食品添加物、原産国名（輸入品以外は省略）、遺伝子組換え食品、有機食品、その他必要な表示事項
不当景品類及び不当表示防止法	虚偽・誇大な表示の禁止	—	—
計量法	内容量等の表示	—	内容量
健康増進法	健康及び体力の維持・向上に役立てる	販売される加工食品等で、日本語により栄養表示する場合 鶏卵（いわゆる特殊卵）	栄養成分。熱量、表示単位
		特別用途食品 乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用など特別の用途に適することを明示できる食品	商品名、原材料、許可を受けた理由、許可を受けた表示の内容、成分分析表及び熱量、許可済票、摂取方法等
	健康の保持増進の効果等について虚偽又は誇大な広告等の表示の禁止	食品として販売に供するもの	健康保持増進効果等について著しく事実と相違する表示をし、又は著しく誤認させるような表示をしてはならない。

**（２）虚偽又は誇大な表示・広告の禁止（第 20 条）**

食品・添加物・器具又は容器包装の表示については、公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の表示や広告、または誇大な表示や広告をしてはならない。

**9) 食品添加物公定書（第 21 条）**

厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、食品に使用してもよい添加物の製造基準・成分規格・使用基準・保存基準及び試験法が記載されている食品添加物公定書を作成するものとする。

## 10) 監視指導指針及び計画

### (1) 監視指導指針 (第22条)

厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、国及び都道府県等並びに保健所を設置する市・特別区が行う食品衛生に関する監視指導の方針を定め公表するものとする。

### (2) 輸入食品監視指導計画 (第23条)

厚生労働大臣は、食品、添加物等の輸入について国が行う監視指導の計画を定め公表するものとする。

### (3) 都道府県等食品衛生監視指導計画 (第24条)

都道府県知事及び保健所を設置する市・特別区長は、監視指導の実施に関する計画を定め公表し、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

## 11) 検査

### (1) 製品検査 (第25条、施行令第4条、施行規則第24条～第26条)

厚生労働大臣により規格が定められた食品・添加物・器具または容器包装であって政令で定められたものは、政令で定められた区分に従って厚生労働大臣、都道府県知事または厚生労働大臣に登録した者が行う検査を受け、これに合格した表示がなければ、販売したり、販売を目的として陳列したり、または営業上使用することができない。

### (2) 検査命令 (第26条、施行令第5条～第7条、施行規則第27条～第30条)

都道府県知事は、政令で定められた食品・添加物・器具または容器包装であって不衛生または規格・基準に合わない食品等を発見した場合において、これらを製造・加工した者の検査能力等からみて、その者が製造・加工する食品等がその後引き続き不衛生な食品等に該当するおそれがあり、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要があると認めるときは、政令で定められた要件及び手続きに従い、その製造業者等に対し、当該食品等について、都道府県知事又は厚生労働大臣に指定された者が行う検査を受けるべきことを命令することができる。

また、厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、政令で定められた食品等であって不衛生又は規格・基準に合わない食品等を製造・加工した同種の食品等を輸入する者に対し、その食品等について厚生労働大臣または厚生労働大臣に登録された者が行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

都道府県知事又は厚生労働大臣の検査命令を受けた者は、当該検査を受け、その結果について通知を受けた後でなければ、その食品等の販売や使用などを行うことができない。

### (3) 食品・添加物・器具又は容器包装の輸入の届出 (第27条、施行規則第32条)

販売または営業上使用する目的で食品・添加物・器具または容器包装を輸入しようとする者は、そのつど厚生労働大臣に届け出なければならない。

### (4) 報告の要求・臨検・検査・収去 (第28条)

厚生労働大臣・内閣総理大臣・都道府県知事または保健所を設置する市の市長・特別区長は、必要があると認めるときは、

- ① 営業者その他の関係者から必要な報告を求め (**報告を求める権利**)
- ② 当該職員に営業の場所・事業所・倉庫・その他の場所に臨検し (**臨検権**)、販売用もしくは営業上使用する食品・添加物・器具もしくは容器包装・営業の施設・帳簿書類その他の物件を検査させ (**検査権**)

③ または試験をするのに必要な限度で、販売用もしくは営業上使用する食品・添加物・器具もしくは容器包装を無償で収去させることができる。**(収去権)**

またその職務を遂行させる職員に、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

#### (5) 食品衛生検査施設 (第 29 条、施行令第 8 条)

国・都道府県および保健所を設置する市・特別区は、製品検査および検査命令（いずれも市を除く）ならびに収去した食品等の試験に関する事務を行わせるために、必要な検査施設を設けなければならない。

#### (6) 食品衛生監視員 (第 30 条、施行令第 9 条、施行規則第 35 条)

食品衛生法第 28 条の規定による**臨検・検査・収去**の職権および食品衛生に関する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣・内閣総理大臣・都道府県知事および保健所を設置する市長・特別区長は、その職員の中から食品衛生監視員を任命する。

また、食品衛生監視員の資格および監視の方法等については政令で定められている

なお国においては、内閣総理大臣が任命した食品衛生監視員は表示または広告に関する監視指導を担当し、厚生労働大臣が任命した食品衛生監視員は食品・添加物・器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

### 1 2) 登録検査機関 (第 31 条～第 47 条)

製品検査（検査命令を含む）等を円滑に行うこと、並びに民間検査機関の活用を図るため法は登録検査機関制度を設けている。検査登録機関の登録を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣に登録の申請をする。登録検査機関は機械器具その他の設備を有し、検査の知識経験を有する者が実施するよう規定し、更に検査機関に関する公正性、欠格事由、適格要件、業務規定の認可及び役職員の公務性についてなど定めている。

### 1 3) 営業

#### (1) 食品衛生管理者 (第 48 条、施行令第 13 条、施行規則第 48・49 条)

**乳製品、添加物その他製造または加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品等であつて政令で定めるもの**（全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング、添加物）の製造または加工を行う営業者は、その施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、その製造または加工を衛生的に管理させなければならない。そのほか、食品衛生管理者の職務、資格、届出および設置の例外について規定されている。

#### (2) 措置基準の制定 (第 50 条)

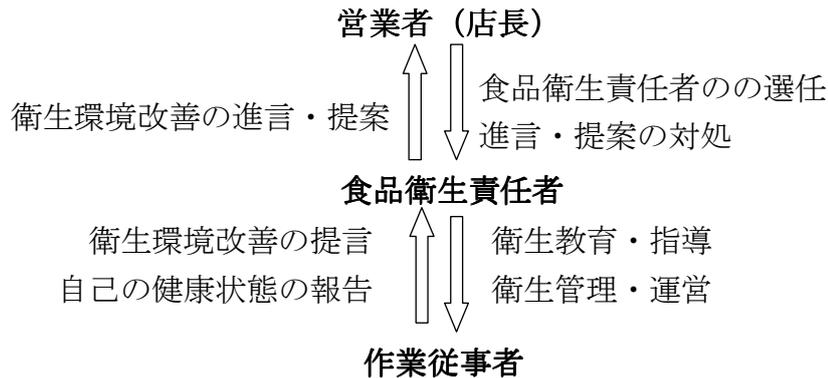
食品**関係**の営業者は、食品等の製造・加工・調理・販売等を安全かつ衛生的に管理し、営業許可の要件である**都道府県の定める施設基準**を守らなければならない。

しかし、これらの規制のみでは食品等の安全確保は期しがたいので厚生労働大臣は、食品または添加物の製造・加工の過程における有害物質の混入を防止する措置について、また都道府県は、営業施設の内外の清潔保持、ねずみ・昆虫等の駆除その他**公衆衛生上**講ずべき措置について、それぞれ営業者が遵守すべき基準を条例で定めることになっている。

この規定を受けて東京都では、従来「食品衛生法施行細則」により「衛生管理運営の基準」が定められ、営業者に対する**食品衛生責任者の設置義務、管理運営要綱の作成、従事者の衛生教育**など、必要な衛生措置が講じられていたが、地方分権への対応として、新しく平成 12 年 4 月 1 日から、「食品

「衛生法施行条例」が制定され、この条例の中に「公衆衛生上講ずべき措置の基準」が定められた。(施行条例別表第一(第2条関係))

**食品衛生責任者**は、原則として許可施設ごとに1名を定めておかなければならない。食品衛生責任者は、営業者の指示に従い食品衛生上の管理運営にあたり、食品衛生管理上の不備または不適事項を発見した場合は、営業者に対して進言し、その促進を図らなければならない。また、法令の改廃等に留意し、違反行為のないよう努めなければならない。(施行条例 別表第一 第一 食品衛生責任者等)» 食品衛生責任者有資格者とは、製菓衛生師・調理師・栄養士など又は保健所長や知事などが実施する講習会の受講修了者をいう。



### (3) 営業施設の基準の設定 (法第51条、施行令第35条)

都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業であって政令で定める **34 業種**の施設について、衛生上必要な基準を定めなければならない。

東京都では「食品衛生法施行細則」で営業施設の基準が定められていたが、地方分権の推進を図るため、新しく平成12年4月1日から「食品衛生法施行条例」が制定され、この条例の中に「**営業施設の基準**」が定められた。(同法施行条例別表第二(第3条関係))

現在、政令で定められている **34 業種**は次のとおりである。

- ①飲食店営業 ②喫茶店営業 ③菓子製造業 ④あん類製造業 ⑤アイスクリーム製造業 ⑥乳処理業
- ⑦特別牛乳さく取処理業 ⑧乳製品製造業 ⑨集乳業 ⑩乳類販売業 ⑪食肉処理業 ⑫食肉販売業
- ⑬食肉製品製造業 ⑭魚介類販売業 ⑮魚介類せり売営業 ⑯魚肉ねり製品製造業 ⑰食品の冷凍又は冷蔵業 ⑱食品の放射線照射業 ⑲清涼飲料水製造業 ⑳乳酸菌飲料製造業 ㉑氷雪製造業
- ㉒氷雪販売業 ㉓食用油脂製造業 ㉔マーガリン又はショートニング製造業 ㉕みそ製造業 ㉖醤油製造業 ㉗ソース類製造業 ㉘酒類製造業 ㉙豆腐製造業 ㉚納豆製造業 ㉛めん類製造業
- ㉜そうざい製造業 ㉝かん詰又はびん詰食品製造業 ㉞添加物製造業

### (4) 営業の許可 (第52条)

都道府県により営業施設の基準が定められている営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可とは、一般に禁止されている行為を、特定の場合に特定の人に対して解除し、適法にその行為をさせる行政庁の処分である。

営業の許可は、その営業の施設が基準に適合していると認められるときは、原則的には機械的に与えられるものである。しかし、この法律に違反等をおこした者には営業許可を与えないこともある。

また、都道府県知事は、営業許可に当たって必要な条件をつけることができ、**5年**を下らない有効

期間を定めたり、安全確保の必要から一定の営業品目の取扱いを制限するなど、行政効果の一部を制限して許可する場合もある。

このほか東京都では、「食品衛生法施行細則」により報告を必要とする営業ならびに「食品製造業取締条例」および「東京都ふぐの取扱い規制条例」により許可または認証を必要とする営業が定められている。これらに該当する営業を営もうとする者は、東京都知事または所轄の保健所長に報告書の提出または許認可の申請をしなければならない。

#### **(5) 営業者に対する行政処分（第 54 条～第 56 条）**

この法律には、食品の安全を確保するため「しなければならない」命令規定や「してはならない」禁止規定が多く定められている。

営業者がこれに違反した場合、厚生労働大臣・内閣総理大臣・都道府県知事または保健所を設置する市長・特別区長はその違反状態を終了させるため、食品等の廃棄や許可の取消、営業の禁停止、施設の改善命令など必要な処分を行うことができることになっている。なお、この行政処分は、食品衛生上の安全保持のための措置であって、処罰と考えるべきではない。

#### **1 4) 食中毒発生時の処置（第 58 条、第 59 条、施行令第 36 条、第 37 条、施行規則第 72 条）**

飲食に起因する中毒事故が発生した際、関係機関は迅速に調査してその原因を明らかにし、事故の拡大を防止しなければならない。

そのため、食中毒患者もしくはその疑いのある者を診断しまたはその死体を検案した**医師は、直ち(24 時間以内)に最寄の保健所長に届け出なければならない**。保健所長は、その届出状況を調査して都道府県知事に報告すること。また、関係行政機関は、中毒の原因調査のため必要があると認めるときはその死体を解剖に付すことができる。なお、中毒患者等が広域あるいは多数発生したときは、保健所長は都道府県知事等に都道府県知事等は厚生労働大臣に報告しなければならない。

#### **1 5) 食品等事業者に対する援助及び食品衛生推進員（第 61 条）**

都道府県または保健所を設置する市・特別区は、食中毒発生防止や地域の食品衛生向上のため、食品等事業者に対し、必要な助言、指導等に努めるものとする。

また、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。食品衛生推進員は、衛生管理ほか食品衛生に関する事項について、都道府県等の施策に協力し、食品等事業者からの相談に応じ、助言その他の活動を行う。

#### **1 6) 準用規定（第 62 条）**

食品、添加物、器具・容器包装に係る規格基準などは、乳幼児が接触して健康をそこなうおそれがあるおもちゃ、野菜や果実・飲食器の洗浄剤に準用する。また、器具・容器包装に係る規格基準、食品衛生監視員による監視指導、食品の廃棄命令や営業停止などの行政処分は、営業を目的としない学校や病院などの給食施設に対して準用する。

#### **1 7) 名称等の公表（第 63 条）**

厚生労働大臣、内閣総理大臣、都道府県知事または保健所を設置する市長・特別区長は、この法律に違反したものの名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

## 18) 国民等の意見の聴取及び厚生労働大臣と内閣総理大臣による協議等

(第64条 第65条 第63条の2 第63条の3)

添加物の指定、新開発食品の販売禁止、食品、添加物、器具・容器包装の規格基準を定める場合等には、厚生労働大臣はあらかじめ内閣総理大臣と協議したうえで、広く国民の意見を求めなければならない。表示の基準を定める場合には、内閣総理大臣があらかじめ厚生労働大臣と協議したうえで、広く国民の意見を求めなければならない。

また、厚生労働大臣は、食品、添加物、器具・容器包装の規格基準を定めた場合等必要な場合には、内閣総理大臣に対して、表示基準を定めるよう求めることを求めることができる。

さらに、両大臣は、飲食に起因する衛生上の危害発生を防止するため、必要な情報交換を行うなど、密接な連携の確保に努めるものとする。

## 19) 罰則 (第71条～第79条)

この法律は、その目的を実現するため、営業者その他の関係者に対し、種々の命令または禁止の規定を設けこれに従うべき義務を課している。同時にこれに違反した者に対し、一定の制裁を科することによってその義務の履行を確保し、行政法規の実効性を保持しようとしている。これは行政処分と異なり、過去の違反行為に対し、罰則を適用して懲役または罰金に処することにした行政刑罰である。

また、この罰則には法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人または人の業務について違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても罰を科することにした、いわゆる両罰規定が設けられており、従業員に対する営業者の監督上の責任も問われる。

各資格などの概要

	食品衛生監視員	食品衛生管理者	食品衛生責任者
目的	厚生労働大臣、内閣総理大臣、都道府県知事及び保健所を設置している市の市長または特別区の区長が食品関係営業施設等を監視指導する職務に当たらせるために設置する。(法第30条)	製造又は加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者が、その製造又加工を衛生的に管理するために設置する。(法第48条)	飲食店等の営業者が、許可施設の内外の清潔を保つためあるいは公衆衛生上必要な基準を遵守するために設置する。(法第50条、施行条例第2条別表第1)
職務内容	厚生労働大臣、内閣総理大臣、都道府県知事及び保健所を設置している市の市長又は特別区の区長の命令又は指示により食品営業者に対して、営業設備の改善、食品の衛生的な取扱いについて監視指導、営業施設の検査及び食品等の収去等の業務。	食品又は添加物の製造又は加工の業務に直接携わり、食品衛生に関する知識経験に基づいて、食品または添加物の製造加工の過程において、食品衛生上の違反が行われないよう、その製造又は加工を行う営業者及び従事者を監督・指導する業務。	飲食関係営業者の指示に従い、食品衛生上の管理運営に当たるとともに、製造・加工・調理・及び販売等が衛生的に行われるよう従事者の衛生教育に努める業務。又、危害の発生を防止するための措置が必要な場合は、営業者に対して改善を進言しその促進を図る。
資格要件	<p>国家公務員又は都道府県、保健所を設置する市、特別区の地方公務員であって、次の資格を有する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了したもの。</li> <li>2 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師</li> <li>3 大学で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修めて卒業した者</li> <li>4 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する業務に従事した経験を有する者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師</li> <li>2 大学で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の過程を修めて卒業した者</li> <li>3 厚生労働大臣の指定した食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者</li> <li>4 高等学校を卒業した者であって、食品衛生管理者を置いている製造業又は加工業において、食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理業務に3年以上従事し、かつ厚生労働大臣の指定の講習会を終了した者(従事した同種の製造又は加工業の施設に限定)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、食品衛生管理者等</li> <li>2 保健所が行う講習会又は知事が指定した講習会の受講修了者</li> <li>3 その他知事が食品衛生等に関してこれと同等以上の知識を要する資格として認めた資格を有する者</li> </ol>

## 【食育基本法の解説】

すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことが出来るようにすることが大切であり、そのためには何よりも食が重要である。

しかし国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、食の安全や、食の海外への依存の問題が生じており、人々は、自ら食のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の食が失われる危機にある。

このため、国民一人一人が食について改めて意識を高め、信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが課題となっている。

食育基本法は、このような背景のもとに平成17年6月10日成立した。

食育基本法前文では、食育を生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進するとしている。

### (1) 食育基本法の目的 (第1条)

国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが重要な課題となっていることから、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (2) 食育推進運動の展開 (第4条)

食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、全国において展開されなければならない。

### (3) 子供の食育における保護者、教育関係者等の役割 (第5条)

食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (4) 食に関する体験活動と食育推進活動の実践 (第6条)

食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

### (5) 食品の安全性の確保等における食育の役割 (第8条)

食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

**(6) 食品関連事業者等の責務 (第 12 条)**

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその団体は、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策や食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

**(7) 国民の責務 (第 13 条)**

国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

**(8) 食育推進基本計画 (第 16 条～18 条)**

内閣府に設置された食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

また、都道府県等は、食育推進基本計画を基本として、都道府県食育推進計画等を作成するよう努めなければならない。

**(9) 基本的施策 (第 19 条～第 25 条)**

- ① 家庭、学校、保育所等における食育の推進
- ② 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ③ 食育推進運動の展開、生産者と消費者との交流の促進
- ④ 環境と調和の取れた農林漁業の活性化等
- ⑤ 食文化の継承のための活動の支援等
- ⑥ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

**(10) 食育推進会議等 (第 26 条～第 33 条)**

食育推進基本計画の作成・推進と食育の推進に関する重要事項について審議し、施策の実施を推進するための機関として、内閣総理大臣を会長とする食育推進会議を置く。また、都道府県や市町村に都道府県または市町村食育推進会議を置くことを定めている。